

社会福祉法人柏市社会福祉協議会役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、賞与及び費用弁償並びに本会定款（以下「定款」という。）第26条に規定する顧問、第34条に規定する部会委員及び委員会委員（以下「委員等」という。）の費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬及び常務理事の報酬等は、別表1に定める基準に基づき支給する。
- (2) 前号に掲げる理事以外の理事及び監事の報酬等は、支給しない。
- (3) 評議員の報酬等は、定款第10条に基づきこれを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等及び委員等が、次の各号に掲げる会議等へ出席した場合、1日3,000円の費用弁償を支給するものとする。ただし、会長、常務理事並びに行政機関選出の役員等及び委員等を除く。

- (1) 理事会、評議員会、正副会長会議及び監事監査
- (2) 部会及び委員会（定款第34条第1項）

2 前項各号の他、役員（会長及び常務理事を除く。）が職務として行う次の各号に掲げるものに対し費用弁償を支給するものとする。

- (1) 本会主催の会議等のうち、本会の代表として役を担うもの
- (2) 他機関主催行事等のうち、出席依頼があり本会を代表して役を担うもの

3 会長及び常務理事の費用弁償は、別表2に定める基準に基づき支給する。

4 宿泊を伴う場合は、本会職員旅費規程に基づき旅費を別に支給する。

(その他の費用弁償の支給)

第4条 会長が特に必要と認めた場合は、前条の規定に準じた額の費用弁償を支給することができる。

(報酬等及び費用弁償の支給方法等)

第5条 報酬等及び費用弁償は、現金で直接本人に支給しなければならない。ただし、会長が必要と認める場合には、本人の申出により、口座振替の方法で支給することができるものとする。

2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を支給日とする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人柏市社会福祉協議会役員、顧問、評議員及び委員等に対する費用弁償に関する規程（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条）

役職名	報酬額
会長	月額100,000円
常務理事	月額250,000円

別表2（第3条第3項）

役職名	費用弁償
会長	本会職員旅費規程に基づき算定した額
常務理事	本会職員給与規程及び本会職員旅費規程に基づき算定した額